

第2部 ごみ処理基本計画

第 1 章 現状と課題

1 ごみの排出及び処分の状況

(1) ごみの分別区分

当市の分別及びごみ収集方法は表 2-1 に示す 14 分類で、このうち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「生ごみ」の3品目は有料化の対象品目となっています。

表 2-1 ごみの収集方法

品目		具体例	収集 頻度	出し方	排出 場所
燃やせるごみ		衣類、草・花、紙くず、皮革類、紙おむつ、容器包装以外のプラスチック類等	3 回/週	指定袋に入れて出す 指定袋に入らないごみは、直接指定シールを貼って出す	ステーション(町内会で管理するごみ集積所)排出する方式
燃やせないごみ		電子レンジ、プリンターなどの家電製品、飲料以外のびん・缶等	2 回/月	指定袋に入れて出す 指定袋に入らないごみは、直接指定シールを貼って出す	
資源物	生ごみ	台所から出る野菜・果実くず、魚の骨、残飯等	3 回/週	十分に水切りをした後、生ごみを指定袋に入れて出す	
	缶	飲料・食料用の缶	2 回/月	中を洗って、袋を使用せず、そのまま出す	
	びん	飲料・食料用のびん	2 回/月	中を洗って、袋を使用せず、そのまま出す	
	ペットボトル	飲料用(酒類を含む)と調味料用のペットボトル	2 回/月	中を洗って、袋を使用せず、そのまま出す	
	新聞紙	新聞紙	2 回/月	できるだけ紙紐を使い、十字に縛って出す	
	雑誌類	広告チラシ、雑誌、文庫本等	2 回/月	できるだけ紙紐を使い、十字に縛って出す	
	段ボール	段ボール	2 回/月	できるだけ紙紐を使い、十字に縛って出す	
	容器包装(プラスチック製)	お菓子等のプラスチック製の袋類・卵等のパック類 カップ麺等のプラスチック製容器、薬の容器(錠剤が入っていたもの)等	1回/週	透明か半透明の袋で出す	
	容器包装(紙製)	紙製容器、菓子箱、紙袋 紙パック等	1回/週	紙製又は透明、半透明の袋に入れるか、紙紐で縛って出す	
	乾電池・ライター類	乾電池	1回/ 2か月	袋は使用せずそのまま出す ※ニカド電池等は最寄りの「充電式電池回収店」へ	
		ライター類		透明か半透明の袋で出す	
	蛍光灯	蛍光灯(電球含む)	1回/ 2か月	袋は使用せず、購入したときの空き箱に入れるか、新聞紙に包んで出す	
	廃食用油	廃食用油	随時	空いた容器等に入れて出す	店頭回収

原則として、市で収集しない以下のものについては、受入可能な処理施設への持込みをお願いします。

- ① 一辺の長さが 1m を超える大きさのごみや30kgを超えるごみ(粗大ごみ)
- ② 事業活動(農業含む)によって出たごみ
- ③ 特殊な処理が必要なもの(消火器等)
- ④ 液体類(中身の入った容器)
- ⑤ 厚み(3mmを超える)のある鉄製品(足踏みミシン、井戸のポンプ、鉄アレイ、モーター、エンジン等)
- ⑥ 家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

(2) ごみの分別区分と処理フロー

当市におけるごみ処理フローは図 2-1 に示すとおりです。

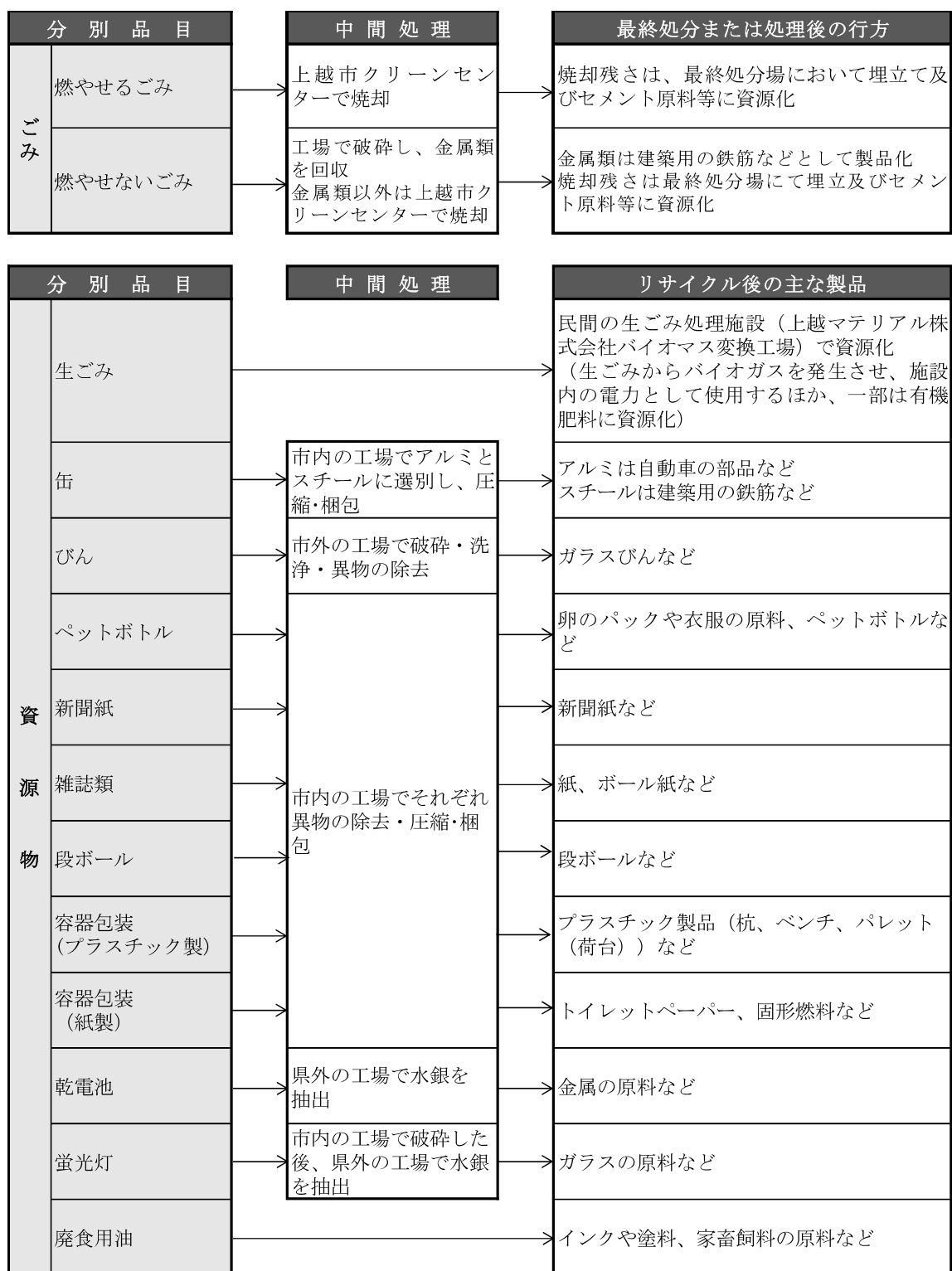


図 2-1 上越市におけるごみ処理フロー

※令和 6 年 4 月 1 日現在

(3) 施設整備状況

① 中間処理施設

当市の焼却処理施設の概要は、表 2-2に示すとおりです。

当市で発生する燃やせるごみについては、上越市クリーンセンターで適正に焼却処理を行っています。

表 2-2 焼却処理施設の概要

施設名称	上越市クリーンセンター
所在地	上越市大字東中島 2963 番地
敷地面積	49,834㎡
延床面積	10,167㎡
処理能力	170t/24h (85t×2 炉)
処理方式	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)
竣工	平成 29 年 10 月

② 最終処分場

当市で発生する焼却残さなど最終処分が必要な一般廃棄物は市外及び県外の民間及び公共関与の最終処分場やセメント原料等のリサイクル施設で適正に処理しています。

(4) 前計画の取組施策の実施状況

前計画に位置付けた取組施策における実施状況については次のとおりです。

基本方針 1 ごみ発生・排出削減の実践

基本施策 1-1 各主体におけるごみ発生・排出抑制

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
日常生活の実践	◆生ごみ減量の推進 ◆容器包装廃棄物の発生抑制 ◆再生利用品の使用促進	各家庭における生ごみの水切り処理について、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」やホームページで紹介するなど、市民に生ごみの減量を呼び掛けました。 また、容器包装廃棄物の発生抑制、再生利用品の使用促進について、身近でできる3R「Reduce（ごみの発生抑制（マイバックを持参する、必要な分だけ購入する、簡易包装商品を選択する））」、Reuse（再使用（繰り返し使える容器を選択する、リサイクルショップやフリーマーケットを利用する））」、Recycle（再生利用（資源物は正しく分別・排出する、できるだけリサイクル商品を購入する））」の取組を広報紙や環境イベント等を通じて、市民に呼び掛けました。
事業者における環境配慮型事業活動の推進	◆製品の長寿命化 ◆過剰包装自粛 ◆流通時の梱包材の減量と再生化 ◆プラスチックごみの削減	リサイクル推進店認定制度を通じて、商品の簡易包装や、エコマーク及びグリーンマークの表示のある商品等の販売に努めるよう呼び掛けました。 また、「事業系ごみ処理ガイドブック」を作成、配布し、過剰な包装や梱包を控え簡易包装を推進する、流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは繰り返し使用できるものを採用するなど、ごみの減量と3R（Reduce, Reuse, Recycle）の啓発を行いました。 このほか、令和2年7月1日から全国一律でレジ袋の有料化が開始されたことに伴い、マイバックを持参することでレジ袋の使用量を減らすよう、ホームページ等を通じて市民に呼び掛けるなど、プラスチックごみの削減に向け取り組みました。
事業系ごみへの対応	◆事業系廃棄物処理手数料の継続 ◆排出者責任による処理の推進及び責任の強化 ◆多量排出事業者への要請 ◆産業廃棄物の混入防止 ◆関係団体との連携	事業系廃棄物処理手数料の徴収を継続することで、事業系ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化を図りました。 事業系ごみは、事業者が自らの責任で処理することが義務付けられていることから、「事業系ごみ処理ガイドブック」を通じて、適正処理の推進と発生抑制の意識啓発を図りました。 また、商工会議所を通じて、ごみの減量、資源化への協力を事業所に求めたほか、事業系ごみの展開調査を実施し、廃棄物の適正処理について指導を行いました。

食品ロスの削減	◆食品ロス削減の呼び掛け ◆2010運動の呼び掛け	広報紙や環境イベント等を通じて、家庭における食品ロスの削減、会食や宴会時の席での2010運動を呼び掛けました。 また、国の基本方針や新潟県の食品ロス削減推進計画を踏まえた当市の食品ロス削減推進計画の策定に向け、関係課等と協議を行いました。
家庭ごみ有料化制度の継続	◆家庭ごみの有料化制度の継続 ◆排出回数の検討	ごみ処理の有料化を通して、ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を図りました。 ごみの減量化に伴う収集回数の検討については、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、本計画に定める削減目標の達成が困難であることが見込まれたこと、収集回数は市民生活への影響が大きく慎重な対応が求められることから、見直しの検討には至りませんでした。

基本施策 1-2 情報発信・環境教育

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
不用品回収業者への実態調査の実施と指導	◆不用品回収業者への実態調査の実施と指導	回収物の不適切処理や周辺環境の悪化を防ぐため、新潟県と連携して不用品回収業者への立入検査を実施し、指導を行いました。
啓発事業の継続	◆環境啓発イベントの開催 ◆広報等による呼び掛け ◆転入者に対する普及啓発 ◆野焼きへの対処	環境フェア等のイベントにおいて、ごみの発生抑制や資源化に関する市の取組を紹介し、普及啓発を行いました。また、町内に散乱するごみの回収や海岸、公園等の清掃を行う「全市クリーン活動」を通じて地域の環境美化の意識の向上を図りました。 また、広報紙やホームページ等を利用し、ごみの分け方や出し方の徹底のほか、不法投棄、野焼きの原則禁止などに関する呼び掛けを行うとともに、年末年始のごみの収集、年度末におけるごみの処分について周知し、ごみの適正処理における意識の向上に努めました。 県外・市外からの転入者に対しては、市民課窓口において「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、「ごみ分別収集カレンダー」を配付するとともに、転入者の多い年度末及び年度始めには、市民課待合ロビーに特設コーナーを設け、説明を行いました。 このほか、野焼きの原則禁止について、広報紙等を通じて周知を図りました。

環境教育の充実	◆学校教育における取組 ◆生涯学習での取組	市内の小学生がごみの発生抑制や資源化について学ぶ副読本への資料提供を行うほか、ごみ問題を学ぶ機会を提供し、ごみの発生抑制と分別徹底、リサイクルに関する出前講座を実施するとともに、上越市クリーンセンター等の施設見学の受け入れや施設内の環境啓発に寄与する見学学習機能を充実させました。
---------	--	---

基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-1 分別排出の徹底

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
分別収集の徹底	◆家庭ごみの分別徹底 ◆事業系ごみの分別徹底 ◆分別排出強化月間の実施	家庭ごみについては、広報紙やホームページでの「ごみ分別辞典」を活用して分別の徹底を呼び掛けるとともに、希望する町内会等に出前講座を実施しました。 事業系ごみについては、事業所に対し、「事業系ごみ処理ガイドブック」を配布するとともに、商工会議所を通じて、ごみの減量、資源化への協力を求めたほか、収集車の展開調査を実施し、廃棄物の適正処理について指導を行いました。 このほか、新潟県が環境意識の高まりを目指して実施している3R推進月間キャンペーンについて、広報紙等を通じて広く市民に周知し、マイバッグの使用や環境に優しい商品を選ぶなど、買い物からごみ減量に取り組む行動の呼び掛けを行いました。
資源物の拠点収集	◆資源物常時回収ステーションの適正利用 ◆リサイクル推進店認定制度の活用	市内18か所に資源物常時回収ステーションを設置し、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、段ボール）の回収を行いました。また、生活環境作業員による巡視や整理作業を行い、環境維持を図るとともに、広報紙や掲示物による注意喚起を行い、分別の徹底と施設の適正利用を呼び掛けました。 また、リサイクル推進店として認定した店舗で資源物（ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、牛乳パック）を回収し、資源化を図りました。
ごみヘルパー制度の活用	◆ごみヘルパーによるごみの分別・搬出支援	ごみヘルパーを委嘱し、高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への搬出が困難な世帯に派遣しました。

基本施策 2-2 資源化処理の継続

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
資源物資源化の推進	◆容器包装リサイクル ◆小型家電リサイクル	容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製及び紙製の容器包装を分別収集し、リサイクルを推進しました。 また、小型家電リサイクル法に基づき、有用な金属を含むパソコンや携帯電話等の小型家電製品を回収するボックスを市内25か所に設置し、資源のリサイクルを推進しました。
家電リサイクルへの対応	◆適正処理の呼び掛け	販売店への引渡しが原則のため、市では収集しない家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、ホームページを通じ、適正な処理を呼び掛けるとともに、市民からの問合せに対し、処理の方法と費用について丁寧な説明を行いました。 また、搬出処理の手続等に係る市民負担を軽減するため、家電リサイクル券を取り扱うことができる一般廃棄物収集運搬許可業者の確保に取り組みました。
ガラスびん収集運搬・処理体制の変更	◆収集運搬方式の変更	ガラスびんについては、令和2年度に、全量を塵芥車に直接搬入する方式から、コンテナに入れトラックで運搬する方式に移行したことにより、積載時におけるびんの破砕を防止し、収集運搬時の安全、安定したリサイクルを確保しました。 また、令和5年9月から、資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の供用を開始し、びんの一時保管、適正処理につなげました。

基本施策 2-3 資源循環ビジネスの創出

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
バイオマス利活用の推進	◆生ごみの資源化 ◆廃食用油の資源化	民間施設と連携し、家庭から排出される生活系生ごみの全量資源化（バイオガス化、堆肥化）を行いました。また、事業系生ごみについても、上越食品衛生協会を通じて、食品関連事業者にも動植物性残さ等のリサイクルを呼び掛けました。 また、廃食用油をガソリンスタンドで回収する取組について、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、ホームページを通じて、広く市民に周知し、資源化を推進しました。
焼却残さの再資源化	◆セメント原料等への再資源化	上越市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる事業者からの協力を得て、セメントの原料等への資源化を推進しました。
小売業における店頭回収	◆資源物の店頭回収	リサイクル推進店認定制度で生活用品等の小売販売店をリサイクル推進店として認定することにより、資源物（ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、牛乳パック）の店頭回収を促進しました。

基本方針 3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策 3-1 収集・運搬システムの効率化

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
集積所の新設・修繕等に対する支援	◆集積所の新設・修繕等に対する助成	生活環境の保全と収集効率の向上を図るため、町内会が行うごみ集積施設の設置や修繕等に要する費用の一部を補助し、集積所の適正な管理を推進しました。
効率的な収集体制の整備	◆効率的な収集体制の整備	住宅団地の開発事業者、集合住宅の管理者、地元町内会と、ごみ集積所の設置、利用について協議し、収集の効率化を図りました。

基本施策 3-2 適正な施設整備の推進

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
周辺環境に配慮した管理・運営	◆周辺環境に配慮した施設の管理・運営	焼却施設、最終処分場については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境に配慮した管理・運営を実施しました。 埋立てが終了した最終処分場を廃止するとともに、遮水工や浸出水処理施設がない処分場については、ごみの搬入を行っていませんが、周辺環境を汚染することがないように水質調査などの監視を継続しながら、廃止に向けた調査研究を行いました。
施設の継続的な修繕・整備	◆施設の継続的な修繕・整備	各施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理を行いました。施設の経過年数や稼動状況を考慮し、計画的な修繕・整備により、施設の機能を維持しました。 また、廃棄物の最終処分場を持たない本市においては、最終処分が必要な一般廃棄物は、市外・県外の最終処分場で適正に処理するとともに、地球環境への負担を低減し、資源循環型社会形成を構築するため、可能な限り、リサイクルに取り組んでいます。なお、最終処分場は、経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るためにも重要な施設であることから、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行いました。
資源物等の貯留施設の整備	◆資源物等の貯留施設の整備	令和5年9月から、資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の供用を開始し、びん・乾電池・ライター類の適正かつ効率的・安定的な処理、保管を行いました。

基本施策 3-3 関係機関等との連携

取組施策	内容・個別事業等	実施状況等
環境美化の促進や不法投棄防止について連携した活動の展開	◆環境美化の促進や不法投棄防止の連携した活動	上越市環境政策審議会にごみの減量のための施策について意見を求めるなど、外部の意見も取り入れて、ごみの減量化を推進しました。 上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線美化促進協議会等と連携し、不法投棄物回収や未然防止のための活動を実施しました。
不法投棄対策	◆パトロール等による不法投棄への対応	生活環境作業員によるパトロールやSNSを活用した市民からの通報を受け、不法投棄物の回収を行うとともに、広報紙やイベントなどを通じた啓発活動を実施しました。

適切な処理ルート の確保と関係 事業者等との連 携の強化	◆適切な処理ルートの確保と関係 事業者等と連携した対応	市では収集しない適正処理困難物に ついては、ホームページや「家庭ごみ の分け方・出し方ガイド」に処理先及 び収集運搬の方法を含め記載し、適正 な処理を行うよう周知しました。
安全性や秘匿性 を考慮した回収 及び処理	◆安全性や秘匿性を考慮した回収 及び処理	在宅医療により家庭から排出される 医療廃棄物のうち、注射針や注射器な ど感染性や危険性を有しているもの は、医療機関や薬局に持込むこと、ま た、感染性や危険性を有していない注 射筒、チューブ・カテーテル類など は、集積所に排出するよう、「家庭ご みの分け方・出し方ガイド」やホーム ページを通じて周知しました。

(5) ごみ処理の実績

① ごみの種類別発生量

(ア) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移（＝生活系ごみ（集団回収含む）＋事業系ごみ）は、図2-2に示すとおりです。令和5年度の1人1日当たり排出量（＝ごみ総排出量÷人口（9月末）÷366日）は、909gとなっています。

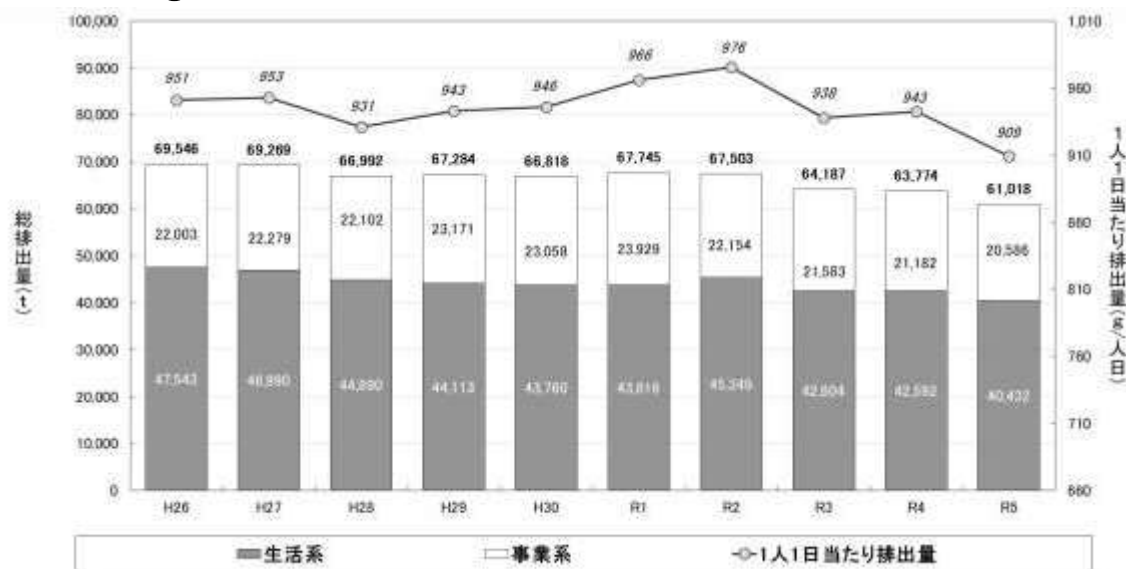


図 2-2 ごみ総排出量の推移

(イ) 生活系（家庭ごみ）

生活系ごみ排出量の推移は、図 2-3に示すとおりです。人口減少のほか、市民のごみ減量への理解と協力が得られ減少傾向にあります。品目別では、燃やせるごみが、コロナ禍による生活環境の変化などにより排出量が増加していましたが、現在は生活系ごみの排出量とともに減少傾向にあり、令和5年度では、生活系ごみ排出量が40,432t、1人1日当たり生活系ごみ排出量（＝生活系ごみ÷人口（9月末）÷366日）が603gとなっています。

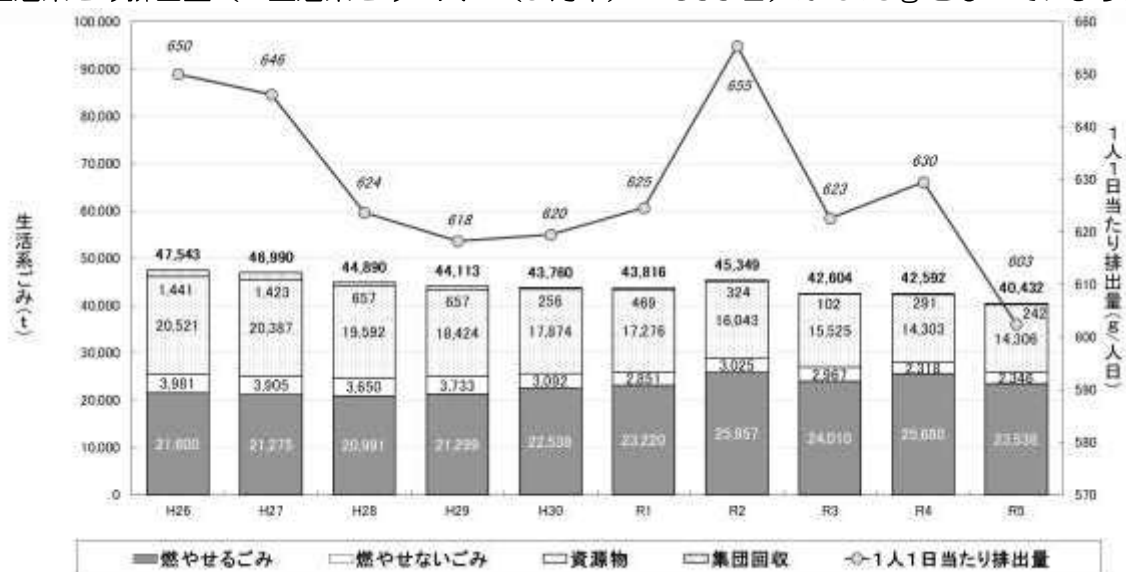


図 2-3 生活系ごみ排出量の推移

(ウ) 事業系

上越市クリーンセンターで焼却処理を行っている事業系ごみ排出量の推移は、図 2-4に示すとおりです。脱炭素や気候変動対応に関する社会的要請の高まり、また、事業所のコスト削減の取組として、業務のデジタル化やペーパーレス化の推進による紙媒体の使用の減少の影響などから、近年は、排出量の減少が続いています。

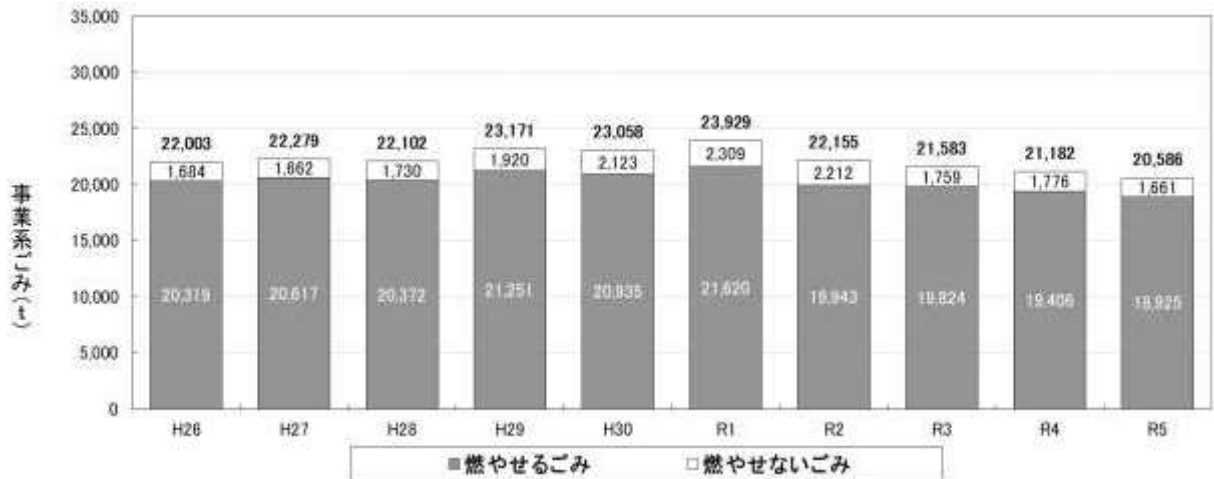


図 2-4 事業系ごみ排出量の推移

② 資源化量

資源化量の推移は、図 2-5に示すとおりです。生活系ごみ排出量が減少傾向にある中で、特に資源物が大きく減少しており、リサイクル率も低下しています。

資源物の排出量の減少は、新聞雑誌類の電子媒体への移行、食に関して労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化等による生ごみの減少などが考えられます。

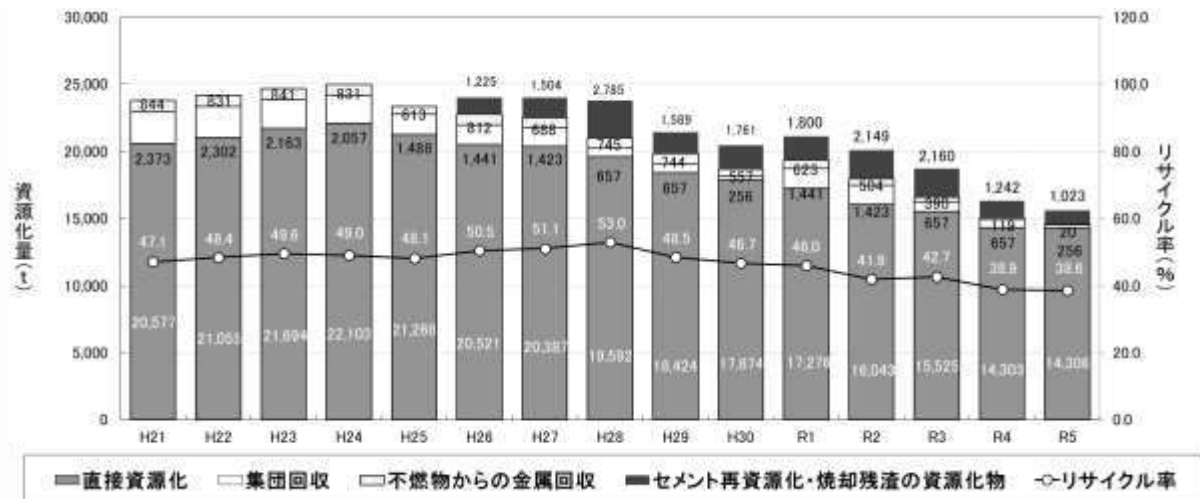


図 2-5 資源化量の推移

③ 最終処分量

最終処分量の推移は、図 2-6に示すとおりです。平成 29 年度から上越市クリーンセンターにおいて、事業系の燃やせないごみの破碎残さのほか、生活系の燃やせないごみの破碎残さも焼却できるようになったことで大幅に減少しました。令和 4 年度に焼却灰の資源化を委託していた事業所で故障があり、令和 5 年度には、当該事業者が事業内容を変更したことから、最終処分量が増加しています。

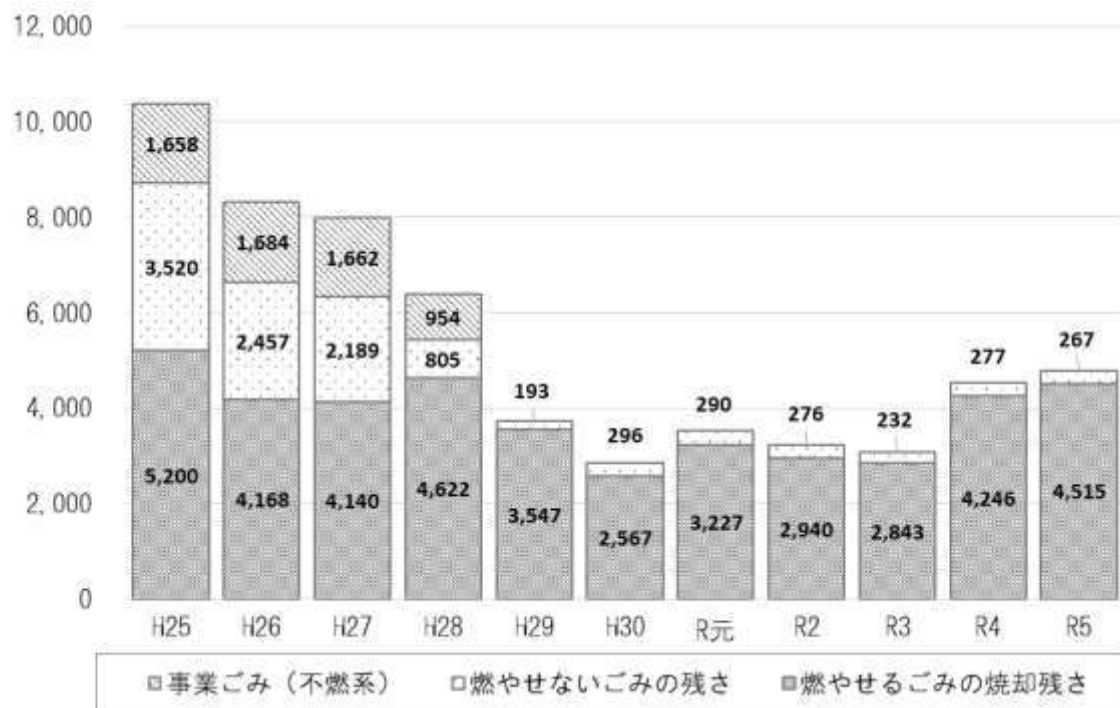


図 2-6 最終処分量の推移

<参考> ごみ組成

焼却処理施設に搬入されるごみ組成は図 2-7に示すとおりです。平成 30 年度に比べて、燃やせるごみに含まれる木・竹・ワラの割合が増加し紙・布類が減少しています。

剪定枝や落ち葉が無料で排出できることから排出量が減少していないこと、また、電子的な情報管理により廃棄される文書等の紙類が減少していることなどによる増減と考えられます。

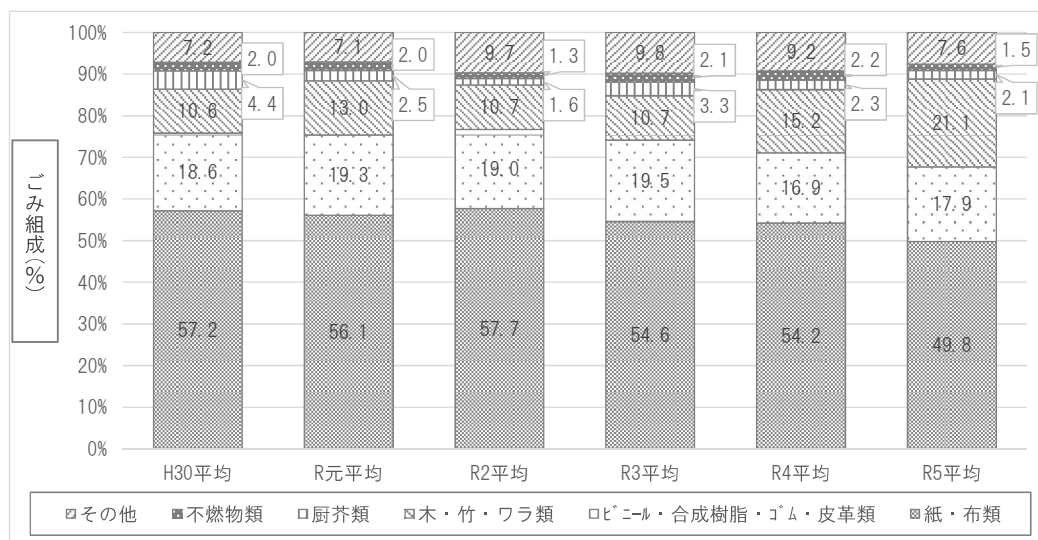


図 2-7 ごみの組成

(6) ごみ処理の評価

① 国及び新潟県のごみ減量目標との比較

国は、令和7年度を目標年度とした「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成30年6月）、廃棄物分野における脱炭素化の推進等を図るため、廃棄物処理法基本方針の変更（令和5年6月）を行いました。また、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた施策を取りまとめた「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定（令和6年8月）したところです。

新潟県は、国の動向を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定（令和3年3月）しました。

国及び県のごみ減量目標と上越市のごみ処理・リサイクル率の実績は、表2-3に示すとおりです。

表 2-3 国及び県のごみ減量目標との比較

		ごみ減量目標に関する基本事項			上越市実績値			
		基準年度	目標年度	目標内容	平成24年度	令和元年度	令和5年度	
廃棄物処理法基本方針 (基準年度：平成24年度)	ごみ排出量	平成24年度	令和7年度	16%削減	72,106t	67,745t	61,018t	(15.4%削減)
	リサイクル率(生活系・事業系)		令和9年度	約28%	34.7%	32.3%	26.8%	
	最終処分量		令和7年度	31%削減	10,471t	3,517t	4,782t	(54.3%削減)
	1人1日当たり生活系ごみ排出量			約440g	685g	625g	603g	
第四次循環型社会形成推進基本計画	1人1日当たりごみ排出量	-	令和7年度	約850g	969g	966g	909g	
	1人1日当たり生活系ごみ排出量			約440g	685g	625g	603g	
	事業系ごみ量			全国 約1,100万t	21,152t	23,929t	20,586t	
第五次循環型社会形成推進基本計画	1人1日当たりごみ焼却量	-	令和12年度	約580g	-	-	-	
第三次新潟県資源循環型社会推進計画 (基準年度：平成30年度)	1人1日当たりごみ排出量	平成30年度	令和7年度	957g以下	969g	966g	909g	
	リサイクル率(生活系・事業系)			28%以上	34.7%	32.3%	26.8%	

② 前計画の達成状況

本計画においては、以下の 4 つの目標が定められており、目標に対する令和 5 年度時点での達成状況は、表 2-4 に示すとおりです。

【本計画における目標と達成状況】

目標 1 ごみ排出量の削減目標

ごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量については、人口減少のほか、市民のごみ減量への意識の高まりやごみ処理有料化に対する理解と協力が得られ減少傾向にあるものの、コロナ禍による生活環境の変化などにより一時的にごみの排出量が増加したことや、単独世帯の増加、核家族化の進行などにより、世帯数が増加したことなどが要因となって、目標達成は困難な状況です。これは、家庭ごみにも、例えば新聞・折込広告のように、世帯人数に影響を受けず、世帯として消費されるものがあることや、私たちの生活は、勤務時間帯が夜間や早朝に広がっていることなどを背景に、24 時間中いつでも誰かが活動する生活の 24 時間化が進んでおり、こうした生活スタイルの変化も影響しているものと考えています。

目標 2 家庭ごみの資源化の推進目標

ペーパーレス化、デジタル化、食の外部化（外食・中食）など暮らしと社会の変化等により、紙類や生ごみを始めとした資源物が減少傾向にあることから、目標達成は困難な状況です。

目標 3 最終処分量の削減目標

上越市クリーンセンターの供用開始に伴い、燃やせないごみの破碎残さを焼却することとしたことから、最終処分量を大きく削減したものの、ごみの排出量の削減目標が未達となり燃やせるごみ量が計画を上回っていること、また、物価高騰や社会情勢の変化などの影響により、焼却処理後の残さの資源化量が計画を下回る見込みとなっているため、最終処分量の削減目標達成は、困難な状況です。

目標 4 最終処分場の整備に関する目標

自区内処理の原則に基づいて自前の最終処分場の整備を目標としてきましたが、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、整備実現を目指していくこととしました。

表 2-4 前計画のごみ処理目標の達成状況（令和5年度）

		実績値			達成 見込	目標値	
		H25 基準値	R1 中間	R5 実績値		R6 前計画	
目標1 ごみ排出量の削減目標							
	ごみ排出量	(t)	69,975	67,745	61,018	×	57,686
	生活系	(t)	48,553	43,816	40,432	×	37,754
	事業系	(t)	21,422	23,929	20,586	×	19,932
	1人1日当たり排出量	(g/人日)	948	966	909	×	865
	生活系	(g/人日)	658	625	603	×	566
	(生活系(資源除く))	(g/人日)	350	372	386	×	311
	事業系ごみ	(g/人日)	290	341	306	×	299
目標2 資源化の推進目標							
	家庭ごみの資源化率	(%)	48.1	46.0	38.6	×	50.0
目標3 最終処分量の削減目標							
	最終処分量	(t)	10,378	3,517	4,782	×	2,778
目標4 最終処分場整備に関する目標							
	新規最終処分場の整備		—	—	整備に着手	—	整備に着手

○：達成、△：概ね達成、×：達成困難

2 他都市等との比較

(1) 国及び新潟県との比較

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）により、国及び新潟県と当市のごみ排出量を比較しました（表 2-5 参照）。

当市における令和4年度の1人1日当たり排出量は、全国のごみ1人1日当たり排出量と比較して58g 多く、新潟県のごみ1人1日当たり排出量と比較して56g 少なくなっています。

リサイクル率（生活系・事業系）は、全国のリサイクル率と比較して1.0ポイント、新潟県のリサイクル率（生活系・事業系）と比較して0.8ポイント高く、また、当市の計画進捗の指標として位置付けている生活系ごみのリサイクル率については、38.9%となっています。

表 2-5 国及び県とのごみ排出量の比較

区分	全国 (g/人・日)	新潟県 (g/人・日)	上越市 (g/人・日)
ごみ1人1日当たり排出量	880	994	938
全国との比較		114	58
新潟県との比較	▲114		▲56
リサイクル率(生活系・事業系)	19.6%	19.8%	20.6%
全国との比較		0.2%	1.0%
新潟県との比較	▲0.2%		0.8%
【参考】生活系ごみリサイクル率			38.9%

※1 原単位を算出する際の人口には、外国人人口を含んでいます。

※2 一般廃棄物処理実態調査と当市の生活系ごみリサイクル率の算出方法は異なります。

出典：環境省『令和4年度一般廃棄物処理実態調査結果』

(2) 施行時特例市との比較

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（令和４年度）により、当市と同様の施行時特例市 23 都市（令和５年４月１日現在）のごみ処理状況について比較を行いました（表 2-6 参照）。

１人１日当たり排出量を比較した結果、当市は 17 番目に位置するレベルにあります。

表 2-6 各施行時特例市におけるごみ量の比較

順位	都道府県名	自治体名	人口(人)	年間ごみ排出量(t)			1人1日平均排出量(g/人日)			家庭ごみ有料化対象品目		
				生活系	事業系	計	生活系	事業系	計	可燃	不燃	資源
1	神奈川県	茅ヶ崎市	246,123	52,572	11,166	63,738	585.2	124.3	709.5	○	○	-
2	埼玉県	所沢市	344,253	79,295	13,602	92,897	631.1	108.3	739.4	-	-	-
3	神奈川県	大和市	244,034	49,747	16,435	66,182	558.5	184.5	743.0	○	○	-
4	静岡県	富士市	249,549	51,409	17,136	68,545	564.4	188.1	752.5	○	○	缶・プラ容器・紙類・衣類
5	埼玉県	草加市	251,132	56,808	14,929	71,737	619.7	162.9	782.6	-	-	-
6	愛知県	春日井市	309,220	67,507	21,470	88,977	598.1	190.2	788.3	○	○	プラ容器・金属類
7	兵庫県	加古川市	260,311	52,336	23,251	75,587	550.8	244.7	795.5	○	-	-
8	神奈川県	平塚市	257,713	58,158	18,802	76,960	618.3	199.9	818.2	-	-	-
9	静岡県	沼津市	190,096	37,705	19,273	56,978	543.4	277.8	821.2	○	○	プラ容器
10	神奈川県	厚木市	224,095	51,013	16,290	67,303	623.7	199.2	822.9	-	-	-
11	兵庫県	宝塚市	231,093	49,892	22,916	72,808	591.5	271.7	863.2	-	-	-
12	新潟県	長岡市	261,929	55,902	27,599	83,501	584.7	288.7	873.4	○	○	生ごみ
13	三重県	四日市市	310,113	71,018	32,328	103,346	627.4	285.6	913.0	○	-	-
14	埼玉県	春日部市	232,007	56,194	21,398	77,592	663.6	252.7	916.3	-	-	-
15	群馬県	伊勢崎市	212,305	58,451	13,854	72,305	754.3	178.8	933.1	○	○	缶・びん・プラ容器
16	神奈川県	小田原市	188,061	50,001	14,272	64,273	728.4	207.9	936.3	○	-	-
17	新潟県	上越市	185,357	42,301	21,182	63,483	625.2	313.1	938.3	○	○	生ごみ
18	佐賀県	佐賀市	229,662	51,572	29,013	80,585	615.2	346.1	961.3	○	○	缶・びん・PET
19	群馬県	太田市	222,524	54,780	23,557	78,337	674.5	290.0	964.5	○	○	-
20	大阪府	岸和田市	189,684	38,207	30,635	68,842	551.8	442.5	994.3	○	-	-
21	大阪府	茨木市	284,536	55,173	48,734	103,907	531.2	469.2	1,000.4	-	-	-
22	茨城県	つくば市	251,208	58,154	36,632	94,786	634.2	399.5	1,033.7	○	-	-
23	埼玉県	熊谷市	193,502	54,365	21,221	75,586	769.7	300.5	1,070.2	-	-	-
施行時特例市平均			242,109	54,459	22,422	76,881	619.3	257.7	877.0	-	-	-

※年間ごみ排出量、1人1日平均排出量は、環境省『令和４年度一般廃棄物処理実態調査結果』による

※家庭ごみ有料化対象品目 ○:有料、-:無

※施行時特例市：平成 27 年 4 月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、中核市の指定要件が「人口 20 万以上の市」に緩和され、特例市制度は廃止となったが、平成 26 年の改正法施行時において特例市に指定されている市を「施行時特例市」としている。

次に、1 人 1 日当たりごみ量等、リサイクル率に関して、施行時特例市の平均値と比較を行いました。（表 2-7 参照）

① ごみ排出量

当市の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 938.3 g、生活系ごみ量は 625.2 g であり、施行時特例市の平均値と比較して、ごみ総排出量は約 61g、生活系ごみ量は約 26g 多い状況となっていることから、更なるごみの減量化、資源化に向けた普及啓発の取組を推進する必要があるといえます。

なお、事業系ごみの排出量は、景気や社会情勢等に大きな影響を受ける業種などもあり、業種構造の違いから一律に比較することはできませんが、引き続き、事業所に対し、ごみの発生抑制と再資源化の意識啓発を図る必要があります。

② ごみ処理状況

当市の 1 人 1 日当たりの焼却ごみ量は 716.2 g、リサイクル率（生活系・事業系）は 20.6%となっています。いずれも、施行時特例市の平均値と同程度の数値となっています。一方で、1 人 1 日当たりの最終処分量は、約 14 g 多い状況となっていることから、引き続き、ごみの減量化と焼却残さの資源化に努める必要があるといえます。

表 2-7 上越市のごみ処理状況の他都市との比較

評価項目		算出方法		令和4年度実績	
				上越市	施行時 特例市 平均
1 人 1 日 当 た り	ごみ総排出量	ごみ総排出量÷総人口÷365	g/人日	938.3	877.0
	生活系ごみ量	生活系ごみ搬入量÷総人口÷365 (生活系ごみ搬入量＝生活系計画収集量＋生活系直接搬入量)	g/人日	625.2	599.5
	生活系ごみ総量	(生活系ごみ搬入量＋集団回収量)÷総人口÷365	g/人日	625.2	619.3
	事業系ごみ量	事業系ごみ搬入量÷総人口÷365	g/人日	313.1	257.7
	焼却ごみ量	(直接焼却量＋焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量)÷ 総人口÷365	g/人日	716.2	716.8
	埋立(最終)処分量	最終処分量÷総人口÷365	g/人日	62.8	48.9
リサイクル率		総資源化量(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収 量)÷ごみ総排出量(集団回収量＋ごみ総処理量)	%	20.6	21.6

※表中の数値は、環境省資料の公表数値により上越市が独自に集計

出典：環境省『令和4年度一般廃棄物処理実態調査結果』

3 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 人口の将来予測

当市の将来人口は、図 2-8 に示すとおりです。将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月に公表した市区町村別の将来人口（2020～2050 年）の推計値を採用しました。

目標年度における人口は、計画目標年（令和 16 年度）には 158,923 人になることが見込まれていることから、途中の年度間については、直線で結んだ線上にある数値を採用します。

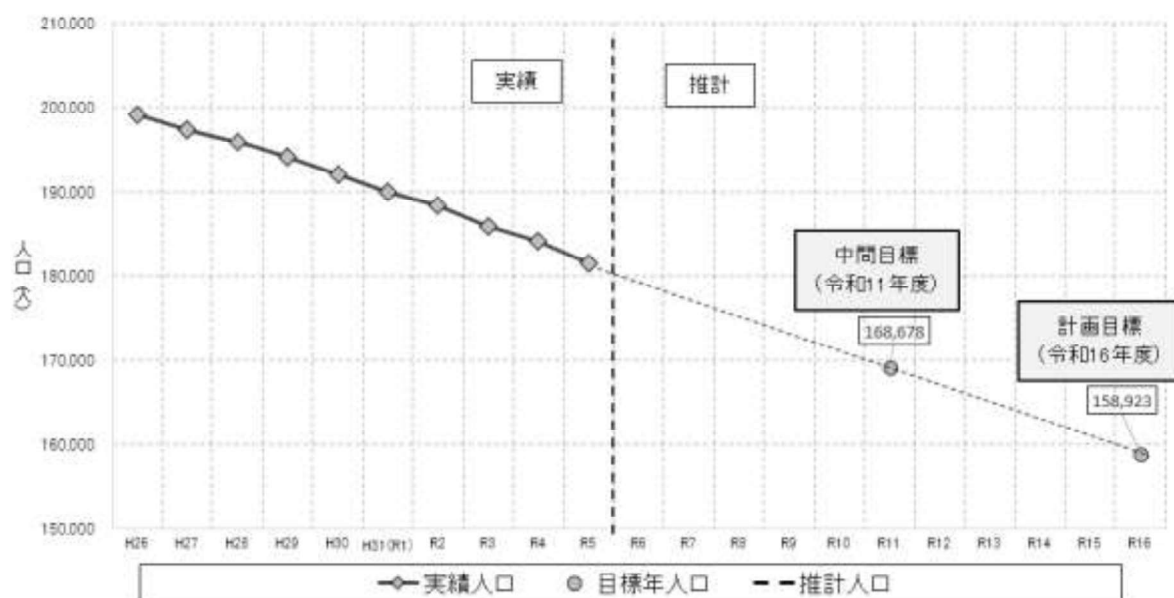


図 2-8 当市の将来人口の推移

(2) ごみ発生量の将来推計（現状のまま推移した場合）

① ごみ総排出量

ごみ発生量の将来推計は、ごみ排出の原単位である「1人1日当たりごみ排出量」を用いて算出します。この指標を用いることによって、人口の違う自治体と比較することも可能となります。当市では、本計画の基準年度である令和5年度の「1人1日当たりごみ排出量」を原単位として、以下の方法により将来予測を算出しました。当市のごみ総排出量の将来予測結果は、図2-9に示すとおりです。

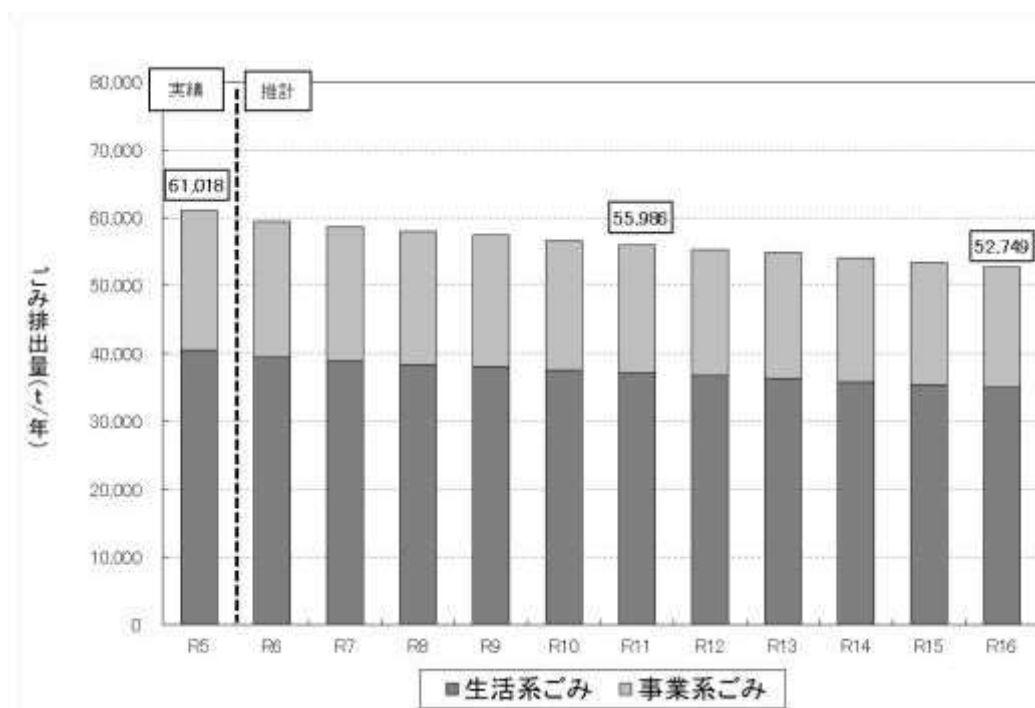
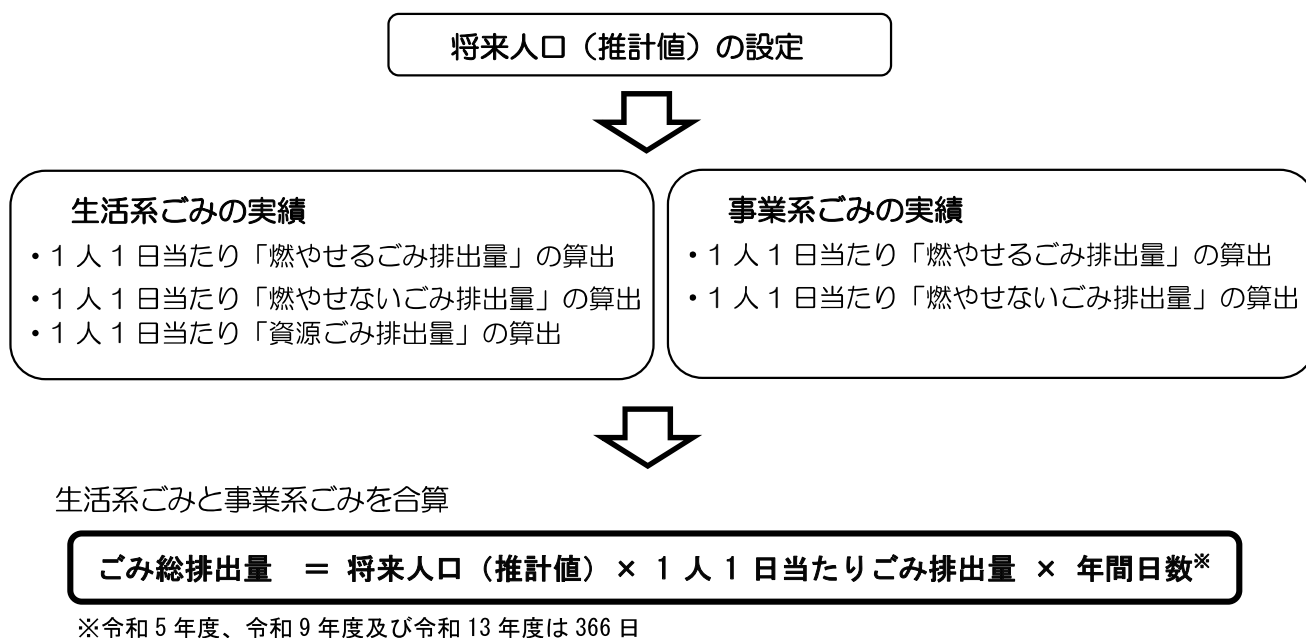


図 2-9 ごみ総排出量の将来予測結果

② 生活系ごみ排出量

家庭から排出される生活系ごみ排出量の将来予測結果は、図 2-10 に示すとおりです。将来人口に原単位である令和 5 年度の生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量と年間日数を乗じて算出しました。

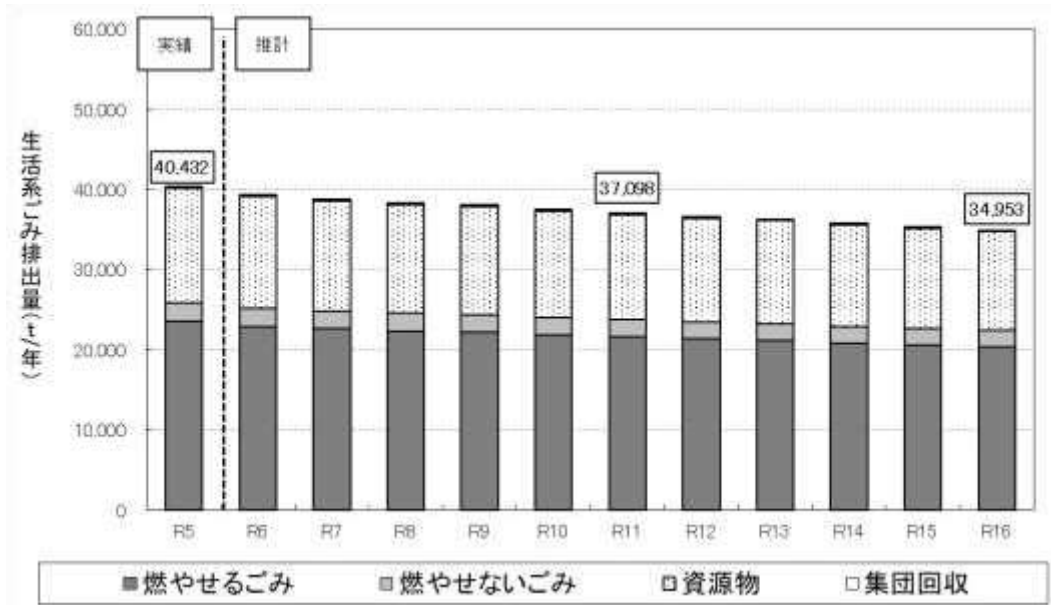


図 2-10 生活系ごみ排出量の将来予測結果

③ 事業系ごみ排出量

上越市クリーンセンターで焼却処理を行う事業系ごみ排出量の将来予測結果は、図 2-11 に示すとおりです。将来人口に原単位である令和 5 年度の事業系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量と年間日数を乗じて算出しました。

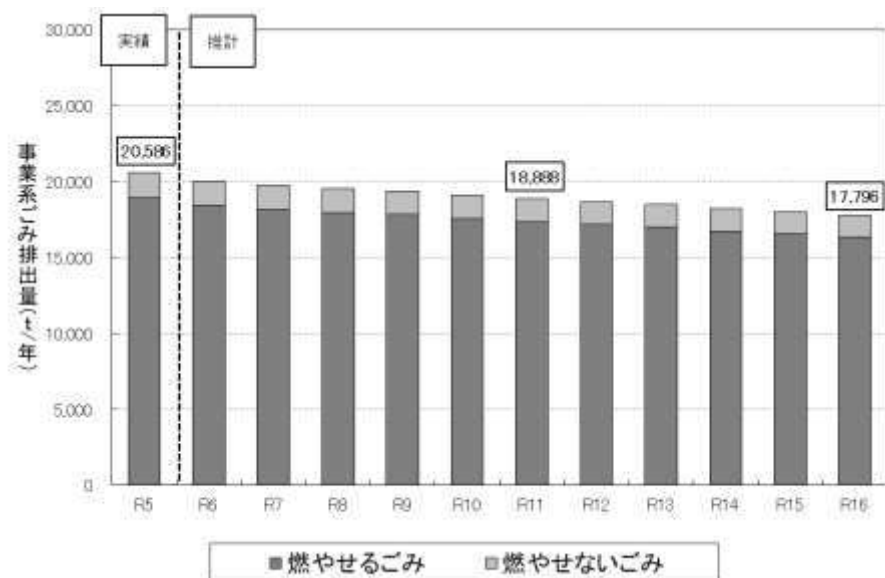


図 2-11 事業系ごみ排出量の将来予測結果

④ 資源化量

資源化量の将来予測結果は、図 2-1 2に示すとおりです。将来人口に原単位である令和 5 年度の資源ごみ 1 人 1 日当たりの排出量と年間日数を乗じて算出しました。

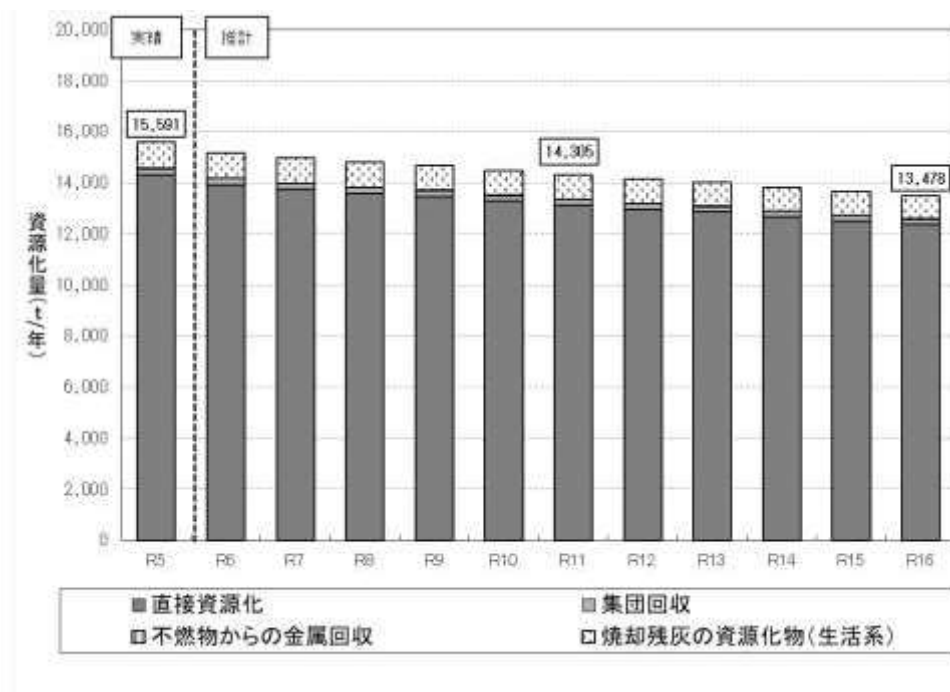


図 2-1 2 資源化量の将来予測結果

⑤ 最終処分量

当市の最終処分量の将来予測結果は図 2-1 3に示すとおりです。最終処分量は、令和 5 年度における焼却施設への搬入量に対する最終処分が必要な一般廃棄物（焼却残さ）処理量比率に各年度の予測排出量に乗じて算出しました。

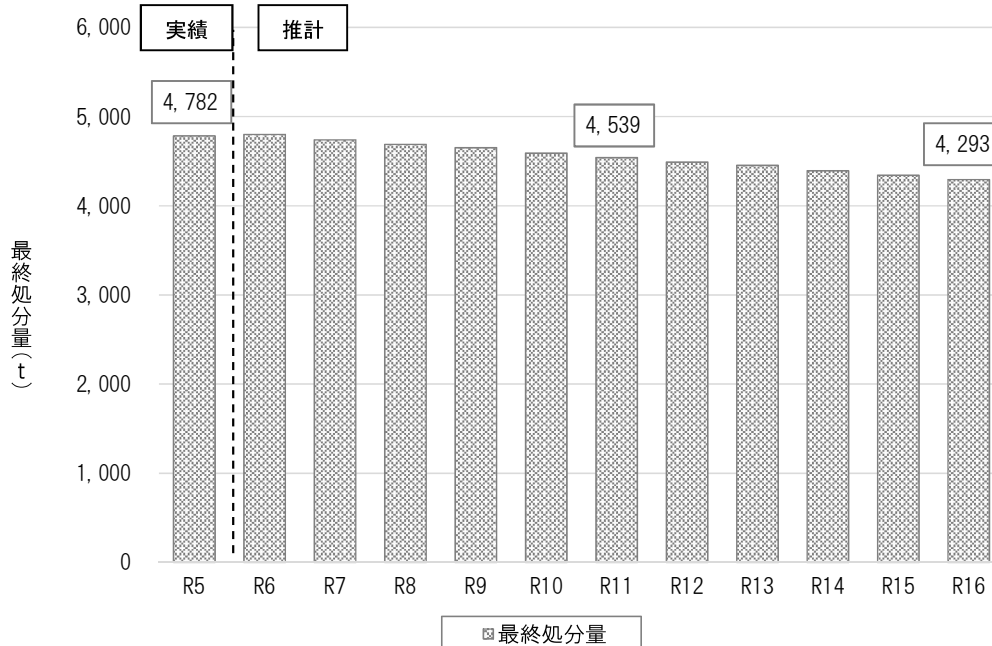


図 2-1 3 最終処分量の将来予測結果

4 ごみ処理における課題

当市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

① 家庭ごみの減量化と再資源化の課題

家庭ごみの総排出量は、人口減少のほか、市民のごみ減量への意識の高まりやごみ処理有料化に対する理解と協力が得られたことなどから、減少傾向にあります。

品目別では、燃やせるごみが、コロナ禍による生活環境の変化などにより排出量が一時的に増加、現在は家庭ごみの総排出量とともに減少傾向にありますが、コロナ禍以前の状況に戻ってはいないことから、引き続き、減量化に向けた普及啓発の取組を推進する必要があります。

家庭ごみの総排出量が減少傾向にある中、特に資源物量が大きく減少しており、リサイクル率も低下しています。資源物は、新聞雑誌類の電子媒体への移行などペーパーレス化やデジタル化、食に係る労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化など食の外部化（外食・中食）等による生ごみの減少傾向が続いている一方、資源物が燃やせるごみとして排出されるなど分別誤りもあることから、引き続き適正な分別を呼び掛け、リサイクル率の向上に努めていきます。

また、国の調査によれば、家庭の生ごみのうち約3割が食べられずに捨てられている食品となっており、当市においてもこうした食品ロスが発生しているものと推測されます。食品ロスを削減するためには、市民一人一人の取組が必要となることから、更に有用な情報の提供を行っていく必要があります。

さらに、家庭ごみの収集運搬や適正処理に係る経費が、近年の人件費やエネルギーコストの上昇に伴い増加しています。市では、家庭ごみの減量化を促すため、廃棄物処理手数料を設定し、ごみ処理を有料化しましたが、市民からご負担いただく家庭ごみの処理手数料は、近年の処理経費の増嵩に伴い、当初設定した全体の処理経費の2割を下回る状況となっています。家庭ごみの更なる減量化の促進と合わせ、処理経費の適切な負担の程度について、検討していく必要があります。

② 不法投棄等への課題

近年、マイクロプラスチック（一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。プラスチックを含む海洋ごみは、海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響等、国内外で様々な問題を引き起こしています。海洋ごみは、人の手による回収が行われており、特に、不法投棄への対策については、AIを活用した検知など、先進技術が導入される事例もあります。しかしながら、根底にある不法投棄されてしまったものの回収はもとより、不法投棄をさせない環境づくりが重要であることから、引き続き、不法投棄への監視や、市民や事業者に対するごみの適正処理に関する情報発信を含め、適切な施策を講じていく必要があります。

③ 事業系ごみに関する課題

上越市クリーンセンターで焼却処理を行っている事業系一般廃棄物は、近年、排出量の減少が続いています。ごみ排出量の減少は、脱炭素や気候変動対応に関する社会的要請の高まり、また、事業所のコスト削減の取組として、業務のデジタル化やペーパーレス化の推進により、紙媒体の使用量の減少などが影響しているものと推測されます。

事業系ごみは、事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、引き続き、必要な情報を提供し、ごみの適正処理と発生抑制の意識啓発を図っていく必要があります。

④ 収集運搬に関する課題

ごみ集積所や資源物常時回収ステーションにおいて、分別されていないもの、分別誤りがあるもの、回収品目以外のものなど不適正な排出が見られることから、引き続き、分別の徹底と施設の適正利用を呼び掛けていく必要があります。また、人口減少、高齢化の進行などの社会変化、住宅団地の造成、集合住宅の建設に伴うごみ集積所の新設、移設を踏まえた収集体制の検討、当市福祉部門や関係機関と連携し、高齢世帯等に対するごみの分別及び搬出支援を進めていく必要があります。

⑤ 中間処理に関する課題

燃やせるごみは上越市クリーンセンターで焼却処理が行われ、燃やせないごみは民間施設において適正な処理が行われています。

このほか、資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）を上越市クリーンセンターに隣接して整備、供用を開始したほか、今後は、隣接する旧第2クリーンセンターの倉庫も活用しながら、資源ごみのリサイクルを更に推進していくこととします。このため、引き続き、中間処理施設を適切に維持していく必要があります。

⑥ 最終処分に関する課題

現在、当市で発生する最終処分が必要な一般廃棄物の全てを、市外・県外の民間及び公共関与の最終処分場や、セメント原料等のリサイクル施設で適正に処理していますが、市内の経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るため、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、整備実現を目指していく必要があります。

第 2 章 ごみ処理基本計画の基本方針と目標

1 基本理念

当市では、ごみの排出量を可能な限り削減し、環境への負荷を最小にするという考えのもと、この間、国の環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の基本理念である「発生抑制（リデュース；Reduce）」、「再使用（リユース；Reuse）」、「再生利用（リサイクル；Recycle）」の3Rに取り組んできました。

前計画策定以降、平成 27 年に国連総会において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国内においても、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布や、「プラスチック資源循環戦略」の策定が行われるなど、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、安定的かつ効率的なごみ処理体制の維持を図るとともに、今後も市民・事業者・行政が一体となって 3R に取り組み、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、ごみの発生・排出抑制と資源化を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

《基本理念》

3Rの実践によるごみ発生量の削減と
資源化の促進による持続可能な循環型社会の構築

2 基本方針

基本理念の実現

《基本方針 1》

ごみ発生・排出削減の実践

“ごみの発生を元から絶つ”という考えの基、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生・排出削減を実践します。

《基本方針 2》

資源化の推進

排出されたごみについては、可能な限り資源化を推進します。

《基本方針 3》

効率的なごみ処理体制の整備推進

排出されたごみを効率的に処理できる、環境負荷の小さいごみ処理体制の整備を推進します。

<参考>SDGsとは

- ◆ 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称
- ◆ 平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、誰一人取り残さないとの誓いの下、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（達成目標）、232のインディゲーター（指標）が掲げられました。
- ◆ 17のゴールは、すべて大なり小なり環境に関連するものとなっております。そのなかでも、本計画の施策に、特に関連の深い目標は以下のとおりです。



ゴール4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ゴール12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



ゴール13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



ゴール14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



出典：国際連合広報センター

3 ごみ処理の目標

(1) ごみ処理目標の設定方針

本計画の計画目標年度におけるごみ減量目標について、基準年度を以下のとおりとして具体的な目標値を設定し、ごみの減量・資源化を推進します。

◆計画基準年：令和 5 年度（2023年）

◆計画目標年：令和 1 6 年度（2034年）

ごみの減量・リサイクルに関する目標については、以下の項目を設定します。

◆ごみ排出量削減目標

- ・ごみ総排出量
- ・1人1日当たりごみ排出量

◆資源化目標

- ・生活系ごみのリサイクル率
(資源化量(直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量))

◆最終処分目標

- ・最終処分量の削減
- ・広域最終処分場の整備

各数値目標は、以下のとおり設定しました。

表 2-8 目標値の設定

	目標年度	
	令和11年度	令和16年度
ごみ総排出量	直近の1人1日当たりごみ排出量の減少率を踏まえ、将来人口に乗じて設定	
	(令和5年度比 約15.1%削減)	(令和5年度比 約25.4%削減)
1人1日当たりごみ排出量	直近10年間の1人1日当たりごみ排出量の減少率を踏まえ、設定	
生活系ごみのリサイクル率	前計画の目標を踏まえ、基準年度（令和5年度）のリサイクル率を約2ポイント上昇させ、40%以上に設定	
最終処分量	燃やせるごみの減量及び焼却残さ発生量の抑制を図る	
	(令和5年度比 約21.0%削減)	(令和5年度比 約39.0%削減)

(2) ごみ排出量削減目標

令和 16 年度までに、ごみ総排出量 45,541t（＝生活系ごみ（集団回収含む）＋事業系ごみ）、1 人 1 日当たりごみ排出量 785g を目指します。

市民や事業者の環境に対する意識を更に醸成していくとともに、3R や食品ロス削減の具体的な取組方法を各々が認識し、日常で実践につなげられるよう、きめ細やかで多様な情報提供や普及啓発活動に積極的に取り組むことで、削減目標の達成を目指します。

《目標》

最終目標年度（令和 16 年度）において、

ごみ総排出量 45,541t、

1 人 1 日当たりごみ排出量 785g を目指します。

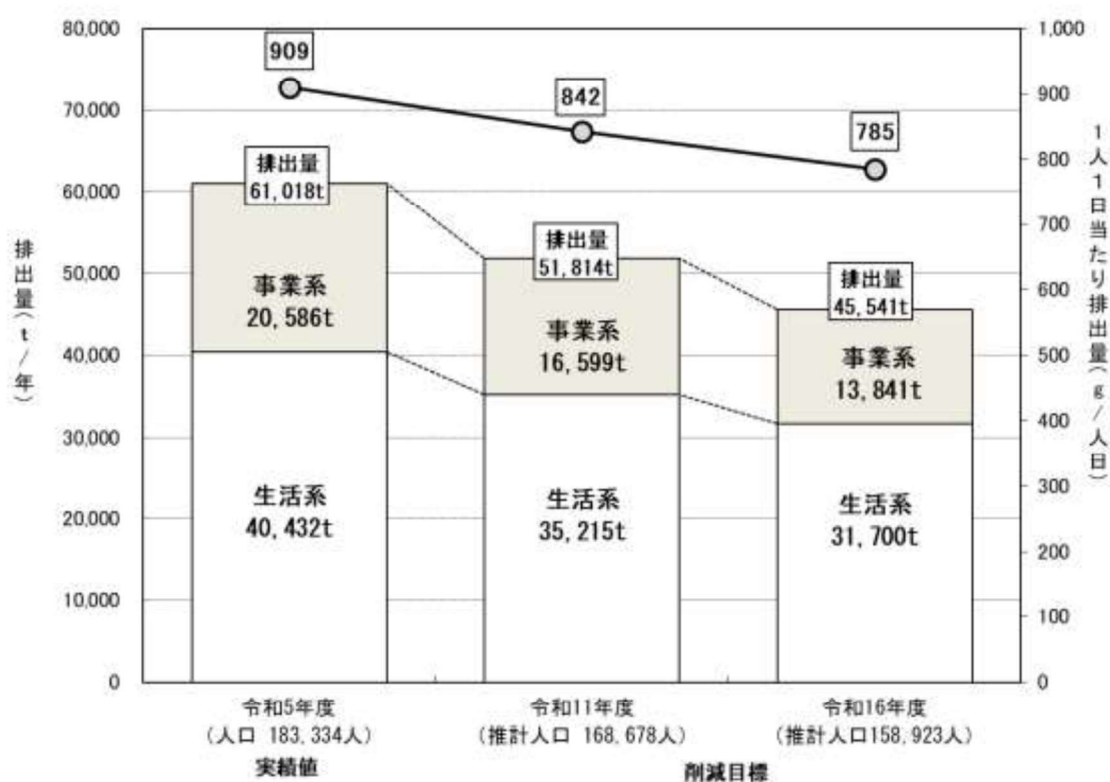


図 2-14 ごみ排出量の削減目標

(3) 資源化目標

生活系ごみのリサイクル率（＝資源化量（生活系のみ）÷生活系ごみ排出量（集団回収含む）÷100）については、令和 16 年度までに 40%以上に引き上げること为目标とします。

資源物が燃やせるごみとして排出されていることもあることから、資源物が適正に分別されるよう、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」の内容の充実、資源ごみのうち、分別を間違いやすい物、迷う物の一覧をホームページに掲載するほか、希望する団体への出前講座の実施などにより、分別の徹底を呼び掛け、生活系ごみのリサイクル率の向上を目指します。

《目標》

最終目標年度（令和 16 年度）において、
分別の徹底や再資源化の推進により、生活系ごみのリサイクル率を
40%以上に引き上げることを目指します。

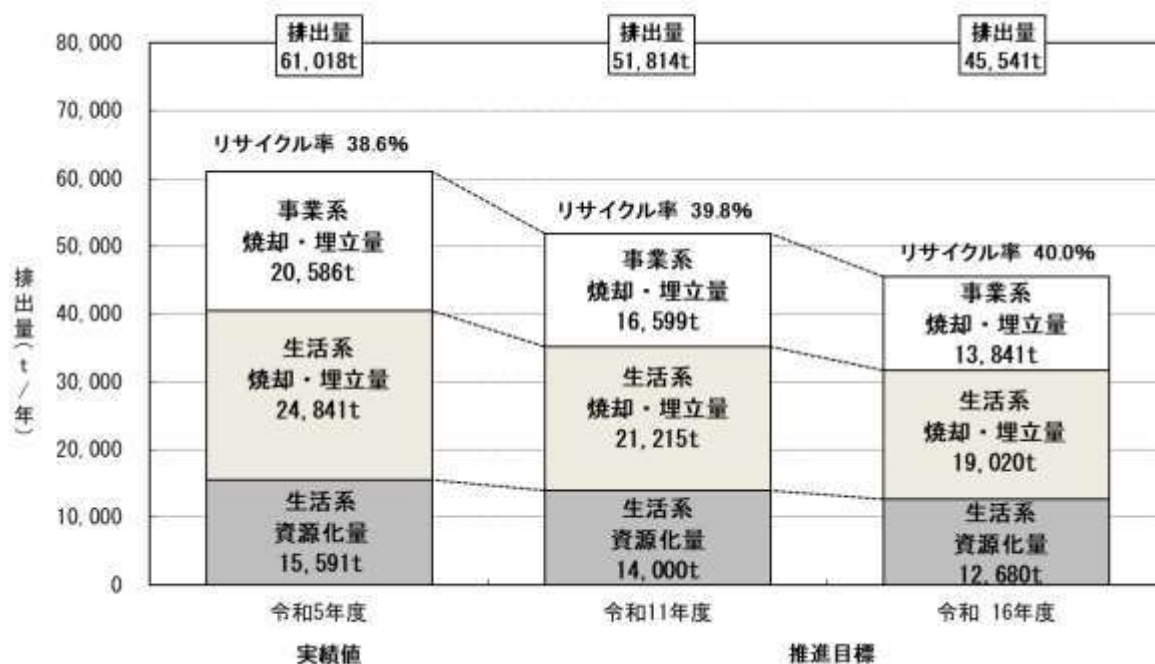


図 2-15 資源化目標

(4) 最終処分量の目標

ごみ排出量の削減及び資源化の推進に向けた取組により、燃やせるごみの減量及び焼却残さ発生量の抑制を図るほか、焼却残さの資源化を推進し、令和 5 年度の最終処分量の実績（4,782 t）から、令和 16 年度までに 39%以上の削減を目指します。

《目標》

最終目標年度（令和 16 年度）までに、

最終処分量を

令和 5 年度に比して、39%以上の削減を目指します。

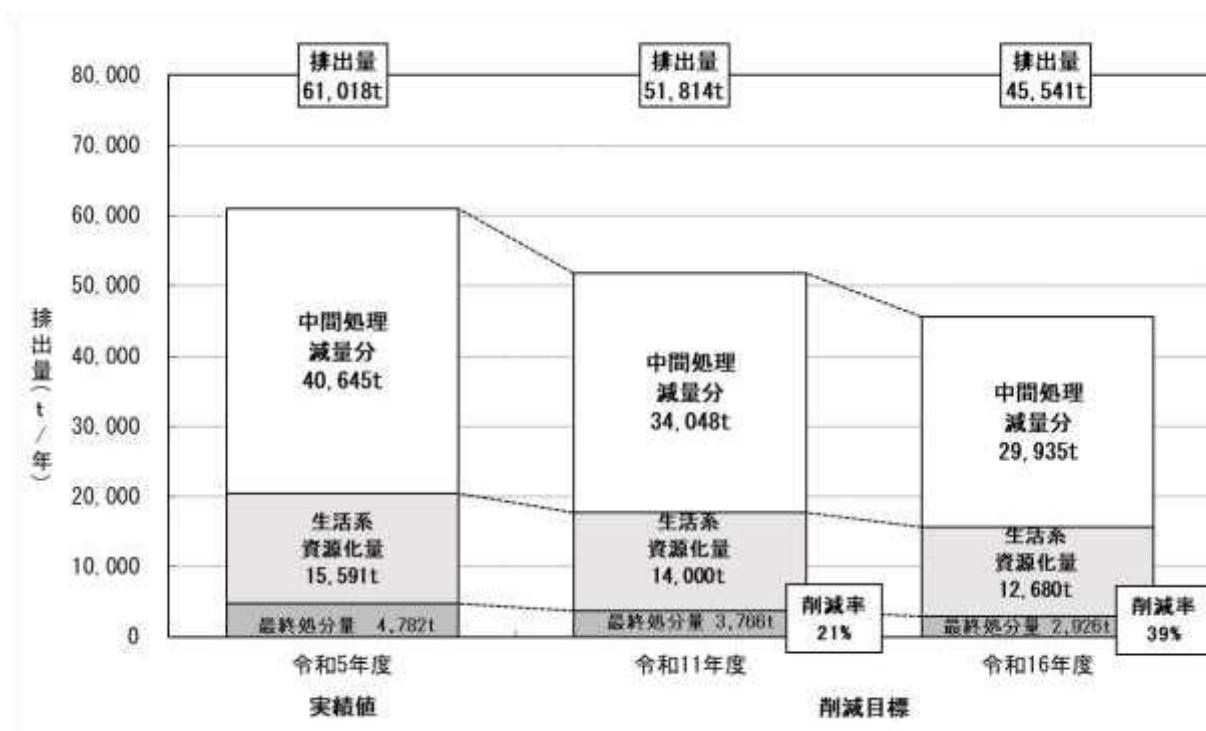


図 2-16 最終処分量の目標

(5) 広域最終処分場整備に関する目標

廃棄物の最終処分場を持たない本市においては、最終処分が必要な一般廃棄物は、市外・県外の最終処分場で適正に処理するとともに、地球環境への負担を低減し、資源循環型社会を形成するため、可能な限り、リサイクルに取り組んでいます。

今後については、経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るためにも重要な施設であることから、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、整備実現を目指します。

《目標》

市内の経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るため、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、令和13年度の供用開始を目指します。

ごみ排出量等の数値目標を整理した結果は表2-9に示すとおりで、次章以降で示す各種施策に取り組むことで、目標達成を目指していきます。

表 2-9 数値目標

	現況 令和5年度	数値目標	
		令和11年度	令和16年度
ごみ総排出量	61,018t	51,814t	45,541t
	－	(▲15.1%)	(▲25.4%)
	家庭系	35,215t	31,700t
	事業系	16,599t	13,841t
1人1日当たりごみ排出量	909g/人日	842g/人日	785g/人日
	－	(▲7.4%)	(▲13.6%)
	家庭系	572g/人日	546g/人日
	事業系	270g/人日	239g/人日
家庭ごみのリサイクル率	38.6%	39.8% (+1.2ポイント)	40.0% (+1.4ポイント)
最終処分量	4,782t －	3,766t (▲21.2%)	2,926t (▲38.8%)

注) 四捨五入の関係で数値が一致しない場合があります。

第 3 章 ごみ処理基本計画の取組施策

1 基本方針に基づく施策体系

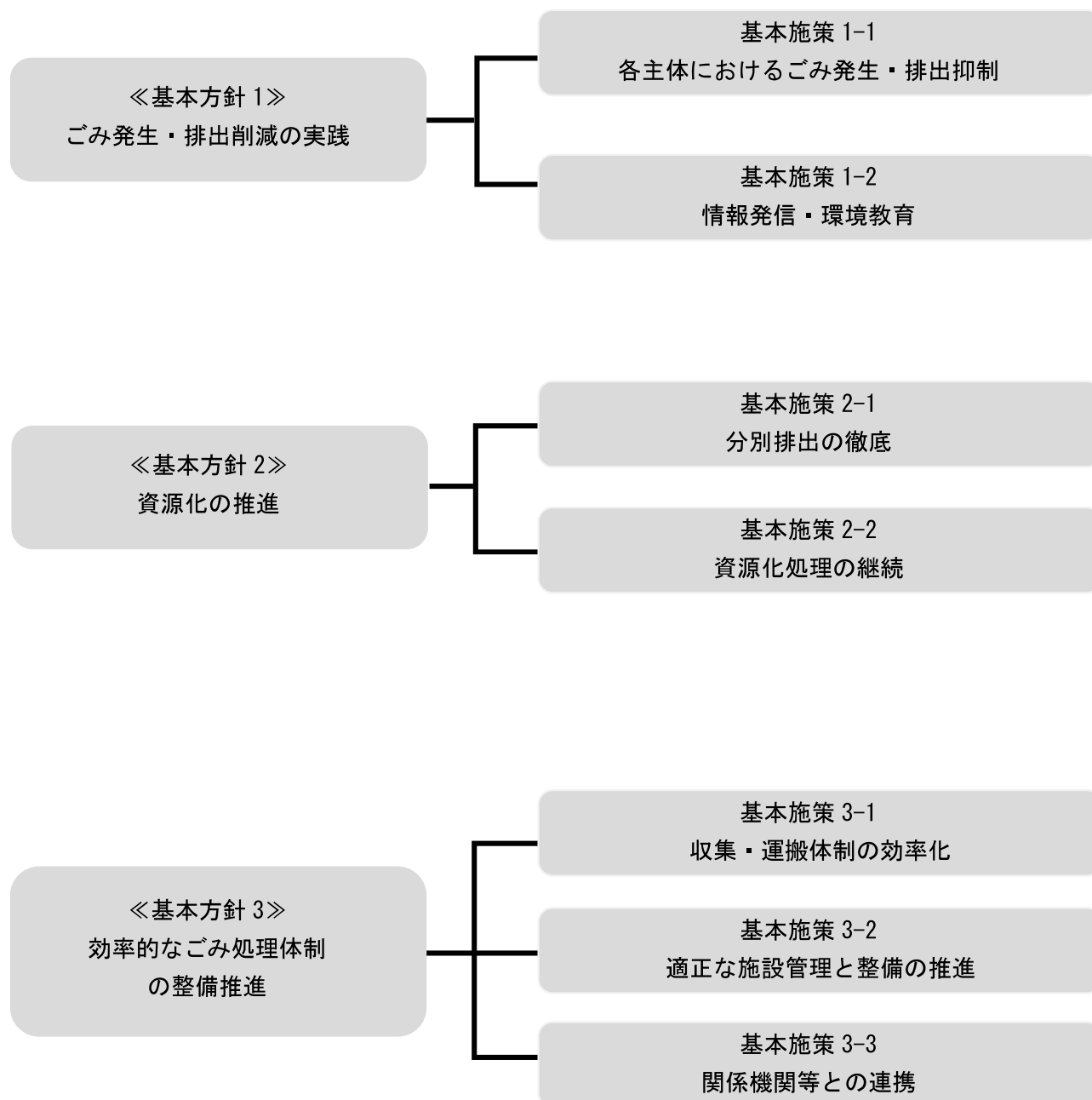


図 2-17 基本方針に基づくごみ処理基本計画の施策体系

2 取組施策

基本方針1 ごみ発生・排出削減の実践

基本施策 1-1

各主体におけるごみ発生と排出抑制

取組施策	内容・個別事業等
日常生活での実践	◆3Rの推進 ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進するため、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の取組について集中的に情報発信を行う3R推進月間を設け、市民、事業者の意識、行動の定着を図ります。
事業者における環境配慮型事業活動の推進	環境配慮促進法において、環境に配慮した事業活動とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出すること、その他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動とされています。 ◆環境配慮型製品の販売促進 繰り返し利用できる製品や、耐久性に優れた製品の販売に努めるよう呼びかけます。 リサイクルに適した原材料・素材を使用した製品の販売に努めるよう呼びかけます。 ◆過剰包装及び梱包の自粛 過剰な包装や梱包を控え、簡易包装の推進を促すとともに、簡易包装の選択を呼びかけます。 ◆資源物店頭回収の推進 リサイクル推進店認定制度を通じ、スーパーや店舗などの小売店における資源物の店頭回収を推進します。
事業系ごみへの対応	◆事業系廃棄物処理手数料の継続 事業所から発生した燃やせるごみを上越市クリーンセンターで焼却する際の処理手数料の徴収を継続し、事業系ごみの排出抑制と再生利用等の促進を図ります。 ◆排出者責任による適正処理の推進と排出抑制の意識啓発 事業系ごみは事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、引き続き、「事業系ごみ処理ガイドブック」を通じて必要な情報を提供し、ごみの適正処理と発生抑制の意識啓発を図ります。 また、上越市クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、段ボールや容器包装などの資源物、動植物性残さや廃プラスチック類等の産業廃棄物の混入が見られることから、収集車の展開調査を実施するほか、関係団体を通じて、事業者に対し、適正処理の指導・啓発を行います。
家庭ごみ有料化制度の継続	ごみの有料処理を継続することにより、ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を図ります。 廃棄物処理手数料については、ごみの排出抑制や再生利用の効果、周辺自治体との均衡、受益者負担の観点から、見直しの必要性について検討を行います。

基本施策 1-2 情報発信・環境教育

取組施策	内容・個別事業等
不用品回収業者の実態調査と指導の継続	不用品回収業者に対し、引き続き、新潟県と連携して立入検査を行い、回収物の不適切処理や周辺環境の悪化を防ぐための指導を行います。
普及啓発活動の継続	◆環境イベント等での普及啓発 各種イベントなどを活用して、環境問題、ごみの発生抑制や資源化に関する普及啓発を行うとともに、町内に散乱しているごみの回収、道路や公園、海岸などの清掃活動の成果や、活動する団体の情報発信をすることにより、環境美化活動を見える化し、市民の理解、意識の向上を図ります。 ◆広報等による呼び掛け 広報紙、町内会回覧、ホームページ等を利用し、ごみの発生抑制と分別の徹底、リサイクルを呼びかけます。また、市民の声に耳を傾け、課題の抽出に努めます。 ◆野焼きへの対処 野焼きの原則禁止について、広報紙や町内会回覧、ホームページ等を利用し、周知を徹底します。 ◆転入者に対する普及啓発 県外・市外からの転入者に対し、引き続き、市民課窓口において「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、「ごみ分別収集カレンダー」を配付するとともに、転入者の多い年度末及び年度始めには、市民課待合ロビー等に特設コーナーを設け、ごみの分別・排出、リサイクルの必要性について周知を図ります。
環境教育の推進	◆学校教育における取組 循環型社会の構築には、将来を担う子どもたちや若年層への環境教育が大切であることから、市内の小学生がごみの発生抑制や資源化について学ぶ副読本への資料提供を行うとともに、上越市クリーンセンター施設見学の受け入れなど教育支援を行います。また、市内の大学の新入生を対象に出前講座を実施し、ごみの減量と分別の徹底、リサイクルの推進について普及啓発を行います。 ◆生涯学習での取組 環境団体等の協力を得てごみ問題について学ぶ機会を提供するほか、ごみの発生抑制と分別徹底やリサイクルに関する出前講座を実施するとともに、上越市クリーンセンター等の施設見学を受け入れます。

基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-1 分別排出の徹底

取組施策	内容・個別事業等
分別の徹底	◆家庭ごみの分別徹底 資源物が品目ごとに適正に分別されるよう、広報紙やホームページによる周知、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」及び「ごみ分別辞典」の活用を呼び掛けるほか、出前講座を実施し、普及啓発を行います。 ◆事業系ごみの分別徹底 事業系ごみは、事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、引き続き、「事業系ごみ処理ガイドブック」を通じて必要な情報を提供し、ごみの適正処理と発生抑制、資源化の意識啓発を図ります。 また、引き続き、上越市クリーンセンターにおいて一般廃棄物収集運搬許可業者を対象とした搬入物の展開調査を実施し、事業者にごみの適正処理の指導を行うとともに、ごみの減量と資源化の協力を求めます。 ◆分別排出強化月間の実施 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進、適正な分別・排出の徹底を図るため、分別排出強化月間を設け、資源物常時回収ステーションの巡視を強化するほか、3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))及び食品ロス削減の取組について集中的に情報発信し、市民、事業者の意識・行動の定着を図ります。
資源物の拠点収集	◆資源物常時回収ステーションの適正利用 市内18か所に、資源物常時回収ステーションを設置し、資源物(缶、びん、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、段ボール)の回収を行っていますが、一部のステーションにおいて、回収品目以外の排出や容量を超過した排出など不適正な利用が見られることから、引き続き、生活環境作業員による巡視や整理作業を行うことで環境維持を図りながら、広報紙や掲示物による注意喚起を行い、分別の徹底と施設の適正利用を呼び掛けます。 ◆リサイクル推進店認定制度の推進 生活用品等の小売販売店をリサイクル推進店として認定し、資源(ペットボトル、食品トレイ(白色トレイ)、牛乳パック等)の店頭回収等を実施することにより、市、認定店、市民の相互協力によるごみの減量と資源の再利用活動の促進を図ります。 ◆回収協力店の確保 小型充電式電池・ボタン電池、廃食用油の回収協力店について、フォローアップ調査を実施するとともに、新規協力店の確保に努めます。

基本施策 2-2 資源化処理の継続

取組施策	内容・個別事業等
資源の再利用	◆容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製及び紙製容器包装の分別収集に対する理解と協力、適正な分別を呼び掛け、リサイクルを推進します。 ◆小型家電リサイクル 小型家電リサイクル法に基づき、有用な金属を含むパソコンや携帯電話等の小型家電を回収し、資源のリサイクルと燃やせないごみの排出量の削減につなげます。 ◆古紙類の分別徹底 燃やせるごみとして排出されることが多い古紙類の適正な分別を呼び掛け、リサイクルの向上に努めます。 ◆プラスチック製品の分別収集及び再資源化に向けた検討 プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再資源化に向け、「市民のごみ分別に対する負担感」、「収集運搬及び中間処理の方法」、「上越市クリーンセンターの運営」の観点から課題を抽出し、対策を検討していきます。
家電リサイクルへの対応	販売店への引渡しが原則のため、市では収集しない家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、ホームページを通じ、適正な処理を呼び掛けるとともに、市民からの問合せに対し、処理の方法と費用などについて丁寧な説明を行います。 また、搬出処理の手続等に係る市民負担の軽減を図るため、家電リサイクル券を取り扱うことができる一般廃棄物収集運搬許可業者の確保に努めます。
バイオマス利活用 の推進	◆生ごみの資源化 民間施設と連携し、家庭から排出される生活系生ごみの全量資源化の取組を継続します。また、食品製造事業者や外食事業者など食品関連事業者等に、事業系生ごみのリサイクルを呼びかけます。 ◆廃食用油の資源化 廃食用油をガソリンスタンドで回収し、資源化の取組を継続します。「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、ホームページを通じ、取組を広く市民に周知するとともに、回収協力店の確保に努めます。 ◆バイオマスプラスチックの利用 二酸化炭素排出量の削減など環境負荷低減の観点から、市指定ごみ袋の原料に、植物など生物資源から作られるバイオマスプラスチックを使用します。 ◆剪定枝の資源化 ごみの減量化を推進するため、燃やせるごみとして処理している剪定枝の資源化に向け、調査研究を行います。
焼却残さの再資源化	上越市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる委託業者との連携を図りながら、セメントの原料等への再資源化を推進します。

基本方針 3 効率的なごみ処理体制の整備推進

基本施策 3-1 収集・運搬体制の効率化

取組施策	内容・個別事業等
集積施設の新設・修繕等に対する支援	ごみの集積所の設置や管理については、環境の美化、公衆衛生の向上、効率的な収集運搬を行うため、各町内会の協力が不可欠であることから、引き続き、町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕等に対して、補助金を交付することにより、ごみを適正に排出しやすい環境整備を進めます。
効率的な収集体制の整備	人口減少、高齢化、核家族化の進行などの社会変化、住宅団地の開発や集合住宅の建設等に伴うごみ集積所の新設、移設などを踏まえ、効率的な収集運搬体制を整備します。
ごみヘルパー制度の活用	高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への搬出が困難な世帯を支援し、その負担を軽減することにより、ごみの適正な分別及び排出を推進します。 今後も高齢化が進行する状況にあり、支援を望む市民の増加が想定されることから、町内会、民生委員、地域包括支援センター等関係機関、当市福祉部門と連携し、制度の周知とヘルパー（支援者）の確保を図るなど制度の充実に努めます。

基本施策 3-2 適正な施設管理と整備の推進

取組施策	内容・個別事業等
周辺環境に配慮した管理・運営	焼却施設については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境に配慮した管理・運営を実施します。 遮水工、浸出水処理施設がない処分場についてはごみの搬入を行っていませんが、周辺環境を汚染することがないように水質調査による監視を継続しながら、適正閉鎖に向けた手続を進めていきます。 役割を終えた廃棄物処理施設は、周辺の景観や防犯面のほか、廃棄物処理行政への信頼の確保や地域住民との良好な関係性の維持、向上のため、周辺環境に配慮しつつ遅滞なく除却を進めていく必要があることから、施設の除却について調査研究を進めていきます。
施設の継続的な修繕・整備	各施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理に努めます。 また、最終処分が必要な一般廃棄物については、民間事業者との連携強化を進めるとともに、ごみの発生・排出抑制や焼却残さの再生利用等に取り組み、最終処分量を削減するほか、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、整備実現を目指します。
資源物等の貯留施設の管理	資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）を上越市クリーンセンターに隣接して整備、供用開始したことにより、業務効率の改善や廃棄物のより適正な保管を行うことができています。今後は、ストックヤードのほか、隣接する旧第2クリーンセンターの倉庫も活用しながら、資源ごみのリサイクルを更に推進していきます。

基本施策 3-3 関係機関等との連携

取組施策	内容・個別事業等
環境美化の促進や不法投棄防止について連携した活動の展開	上越市環境政策審議会との連携により、本市が実施しているごみ減量のための施策について意見を求めるなど、行政内部だけでなく、外部の意見も積極的に取り入れて、ごみの減量化を推進します。 また、不法投棄防止のための活動を行っている、上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会等との連携を強化し、不法投棄防止及び環境美化の促進に努めます。
不法投棄物や野焼きなど廃棄物の不適正処理への対応	不法投棄や野焼きなど廃棄物の不適正処理については減少傾向にあるものの、良好な生活環境を保全する上で大きな課題であることから、ごみの適正処理について市民や事業者に対して啓発を行うとともに、廃棄物処理法の罰則規定に基づき厳格に対処します。 また、不法投棄の通報を受けた場合には生活環境作業員が速やかに回収するほか、郵便局との包括的連携協定の活用や県関係課との情報共有により早期発見・早期回収を行います。また、広報紙はもとより、高校生、新社会人及び町内会への出前講座、環境フェア等のイベントや、SNSなどを通じ、ポイ捨てを含めた不法投棄をさせない環境づくりの啓発を推進します。 また、不法投棄の被害にあった場所については、土地の所有者・管理者に再発防止対策の助言を行います。
適正な処理ルートの確保	市では収集・処理できない処理困難物について、製造販売事業者や一般廃棄物処理業者等と連携し、適正な処理ルートの確保に努めるとともに、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」、ホームページ等を通じて処理方法を周知します。
安全性や秘匿性を考慮した回収及び処理	高齢化の進展と医療技術の進歩とともに、一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。在宅医療廃棄物の中には、注射針や注射器など感染性や危険性を有しているものがあるほか、患者のプライバシーへの配慮も必要なことから、医療機関等と連携しながら、安全性や秘匿性に配慮した回収・処理に努めます。

第4章 その他

1 関係者の役割

当市においてごみ減量を進めていくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的かつ積極にごみ発生・排出抑制に関する課題に取り組むことが重要です。このため、市民・事業者・行政には、前述の基本方針、取組施策に基づき、以下の役割が求められます。

市民の役割

市民一人一人がごみの排出者であり当事者であるという認識が重要であるため、ごみ発生・排出抑制に対する意識を高く持ち、**ごみの循環的な利用及び適正処理に資する取組**が求められます。

事業者の役割

廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、事業活動におけるごみ発生・排出抑制や再生資源、再生品の利用促進など環境負荷の低減に努めるとともに、従業員への教育や研修、環境イベント等への積極的な参加が求められます。

行政の役割

ごみの発生・排出抑制や再資源化による減量、適正処理に関する総合的な施策を実施するとともに、ごみ減量等に関し**適切な情報提供、継続的な普及啓発**を行うことが求められます。

2 上越市民ごみ憲章

私たち上越市民は、「みどりの生活快適都市・上越」をめざし、地球市民としてこの美しい自然と限りある資源を守るため、市民ごみ憲章を定めます。

- まちをきれいにしましょう
 - 進んで美化活動をします
 - ポイ捨ては絶対にしません
- ごみを減らしましょう
 - 最後までものを大切に使います
 - 余分なものは買いません
- リサイクルをしましょう
 - ごみはきちんと分けて出します
 - 進んで再生品を使います



3 計画の進行管理

本計画で位置付けた各種施策を継続的かつ効果的に推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のPDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、ごみ減量目標の達成状況や各種施策の実施状況を把握し、必要に応じて目標や施策の内容について見直しを行います。

